

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の  
算定の在り方について」  
答申(案)に対する意見及びそれらに対する考え方(案)

平成24年9月25日  
情報通信審議会

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について」  
答申(案)に対する意見及びそれらに対する考え方(案)

総論

意 見	考 え 方
意見1 長期増分費用モデルの適用について、賛同する。また、改良モデルの適用、PSTNからIP網への移行の進展を勘案したプライシングにおける補正、次期モデル見直しに向けた検討について、賛同する。	考え方1
<p>○ 長期増分費用モデル(以下「LRICモデル」といいます。)の適用については、客観性・透明性の確保、恣意性・非効率性の排除に加えて、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT東西殿」といいます。)に対するコスト削減インセンティブを与え、競争環境を確保していく観点から、引き続き有効であると考えます。</p> <p>もとよりLRICモデルはPSTNの継続的提供を前提として構築されていますが、PSTNのマイグレーション／廃止時期が明らかとなり、PSTNにかかる通信量が一層減少していくことが見込まれていますので、合同公開ヒアリングにおいて、来年度以降の接続料にはプライシングにおける補正、次期にはモデルの抜本的見直しが必要であると意見を述べさせていただきました。</p> <p>答申案にて示された、改良モデルの適用、PSTNからIP網への移行の進展を勘案したプライシングにおける補正、次期モデル見直しに向けた検討につきましては、弊社共の主張と同じ方向性で取り纏めていただいておりますので賛同いたします。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	○ 賛同のご意見として承る。
意見2 良いと考える。	考え方2
<p>○ 良いと考えます。</p> <p>(個人)</p>	○ 賛同のご意見として承る。

意見3 固定電話に係る市場が縮小しており、接続料規制の意義が乏しくなっていることから、固定電話に係る接続料規制を撤廃すべき。少なくとも長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式(実績原価)に見直すべき。

考え方3

○ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。

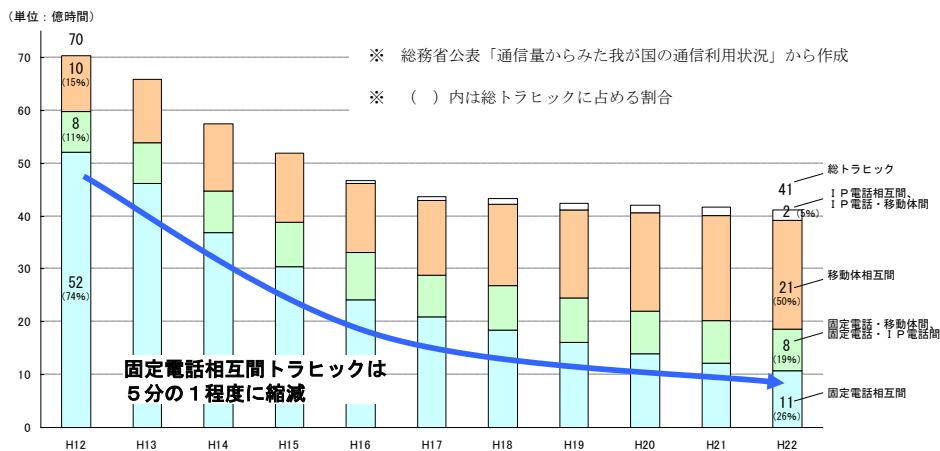
○ 答申(案)に示したとおり、現行の長期増分費用方式は、客観的なモデルに基づきコスト算定を行う方式であり、これまで接続料原価が一貫して低廉化していることから、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献しているものと認められる。このような透明性や公正性を確保することは引き続き重要であることから、長期増分費用方式は、今後もなお一定の意義を保ち続けるものと考えられる。

特に、携帯電話ユーザが約 1.3 億に拡大し、固定電話(PSTN)ユーザの約4倍ものユーザが存在するようになってきていることに加えて、GoogleやApple等のグローバルプレイヤーやSkype等のアプリケーションサービスプロバイダが、これまで主に通信事業者が提供してきた電話やメール等の通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するようになってきている点で、サービスを提供する通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。

この方式において接続料原価の算定に用いるモデルについても、関係する接続事業者が入力値を提案することが可能であるとともに、モデル見直しの際には、改修事項の提案や具体的なモデル検討等に参画することも可能であることなど、透明性及び公正性を十分に確保しながら運用されており、現時点では、これに代わりうる適切な方式は見当たらない。

現に、音声通信サービスの総トラフィックは、長期増分費用方式が初めて導入された平成12年度には70億時間だったものが、平成22年度には41億時間になる等、市場全体が縮小していることに加え、特に、固定電話(PSTN)相互間のトラフィックについては、平成12年度には52億時間だったものが、平成22年度には11億時間と、5分の1程度に縮減しています。

また、関係事業者からのヒアリングにおいても、長期増分費用方式は、各都道府県において加入者回線の2分の1を超える規模の固定端末伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備(ボトルネック設備)を設置する事業者の非効率性を排除し、接続料算定の透明性を担保する方式として有効であることなどから、引き続き、その維持を望む意見も多い。



他方、実際費用方式については、第一種指定電気通信設備に係る情報の非対称性や事業者に内在する非効率性の排除等の観点から、加入者交換機や中継交換機等に係る接続料算定の方式としては、依然として限界を抱えていると考えられる。

これらを踏まえると、平成25年度から平成27年度までの間の加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定方式として、実際費用方式を採用することは適当ではなく、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当である。

今後も、固定電話に係る市場規模がますます縮小していくことを踏まえると、これまでのように固定電話の接続料に対して規制を課し続ける意義は乏しくなっています。

また、前述のとおり、固定電話（PSTN）サービスについては、長期増分費用方式導入当初に比べ、トラヒックが大きく縮減しており、既に、長期増分費用モデルの前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」環境にないため、接続料算定にあたり長期増分費用モデルを用いることは不適切であると考えます。

さらに、今回の答申（案）では、長期増分費用方式で算定した費用と実際費用の比較を行い、減価償却費と正味固定資産価額について、LRIC費用が実際費用を上回っていることに着目した上で、減価償却費及び正味固定資産価額を圧縮するという現実のネットワークの要素を織り込む見直しを行うとされておりますが、各時点の技術を取り入れつつ過去から長い時間をかけて構築してきた現実のネットワークの要素を長期増分費用モデルに織り込むことは、最新の設備と技術で瞬時に構築した仮想的なネットワークを基に接続料を算定するという長期増分費用方式の考え方と相容れないものであり、需要が減少しているPSTN接続料の算定方式として長期増分費用方式が破綻していることを表しているものと考えます。

以上のことから、当社としては、固定電話に係る接続料規制を撤廃すべきと考えますが、仮に接続料規制を撤廃しない場合でも、少なくとも長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式（実績原価）に見直していただく必要があると考えます。

（NTT東日本、NTT西日本）

## 第2章 平成25年度以降の接続料算定方式

### 2. 現行の接続料算定方式の評価

<p>意見4 長期増分費用モデルの適用について、引き続き有効である。</p> <p>○ 長期増分費用方式は効率的なコストに基づいて接続料を算定する方式であり、合理性や効率性の観点から、「引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当」とする答申(案)の考え方に賛成します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>考え方4</p> <p>○ 賛同のご意見として承る。</p>
<p>意見5 固定電話サービスの需要が減少する環境下において、長期増分費用モデルを接続料算定に用いるのは不適切であり、実際費用方式(実績原価)に見直すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 答申(案)では、「平成25年度以降の加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定方式として、実際費用方式を採用することは現時点においては適当ではなく、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当である」とされています。</p> <p>しかしながら、固定電話(PSTN)サービスについては、長期増分費用方式導入当初に比べ、トラヒックが大きく縮減しており、既に長期増分費用モデルの前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」環境にないため、接続料算定にあたり長期増分費用モデルを用いることは不適切であると考えます。</p> <p>また、長期増分費用モデルは、需要の減少に対応した設備構成に瞬時に置き換える前提となっているため、需要減に比例してモデルコストを削減できるのに対し、実際のネットワークにおいては、需要減に応じて瞬時に、小規模な装置への更改や装置の台数の削減を行うことはできないため、需要減に比例してコストを削減することはできないことから、このような需要減の環境下における接続料算定に長期増分費用モデルを継続して用いることは不適切であると考えます。</p> <p>したがって、長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式(実績原価)に見直す必要があると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 考え方3のとおり。</p>

### 3. 改良モデルの評価

<p>意見6 改良モデルの適用に賛同する。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ より実態に即した改良モデルであり、かつ、コストが低減されていることから、答申(案)の考え方に賛成します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p> <p>○ 改良モデルを適用することにより、NTT東西殿に対するコスト削減インセンティブが働くなどの効果が考えられることから賛同いたします。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>○ 賛同のご意見として承る。</p>
<p>意見7 災害対策に係る取組については、毎年の入力値見直しの時期に合わせて、モデルに反映するべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 東日本大震災を踏まえ当社が行っている通信ネットワークの更なる信頼性向上の取り組み(災害対策)について、答申(案)では、「妥当性の検証や効率性を考慮した反映方法について十分な検討が必要であることから、毎年度の接続料算定時の入力値の見直しに併せてモデルに反映することは適当ではない」としていますが、今回のモデル見直しの検討において、妥当性を検証する上での考え方や、効率性を考慮したモデルへの反映方法は、以下のとおり整理されています。</p> <p>①「中継伝送路の予備ルートの構築」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社が敷設する予備ルートのうち、沿岸部の拠点性の高い局舎を救済し、かつモデル上の伝送路ループと重複しない予備ルートをモデルへの反映範囲とする。</li> <li>・具体的なモデルへの反映にあたり、当該予備ルートの敷設距離等をモデル上の既存ループの局間距離に応じて配賦する。</li> </ul> <p>②「局舎の投資コストへの災害対策コストの追加」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社が災害対策を実施した局舎のうち、モデルの考え方に沿ってその妥当性が確認され、かつ自治体策定のハザードマップにおいて津波到</li> </ul>	<p>○ 毎年度の接続料算定に用いる通信量以外を入力値については、通信量との整合性を可能な限り確保するとの理由から、直近のものとするのが適当であるため、毎年、見直しを行っているものである。しかしながら、答申(案)に示したとおり、災害対策費用については、長期増分費用モデル研究会において、実際のネットワークにおける実施計画を踏まえた検討を行い、モデルの考え方に沿ってその妥当性を検証した上で、最低限必要と認められる範囲について、効率性を考慮した反映方法によりモデルに盛り込むことが適当とされた。</p> <p>したがって、実際のネットワークにおける災害対策に係る取組のうち、同研究会における検討の後に新たにその詳細が明らかになったものについては、その妥当性の検証や効率性を考慮した反映方法について十分な検討が必要であることから、毎年度の接続料算定時の入力値の見直しに併せてモデルに反映することは適当ではなく、改良モデル(第五次モデルを改修した今回のモデル。以下、「改良モデル」という)の見直しの際に、最新の設備や技術の動向、ネットワーク構成等について改めて十分に検討を行い、必要と認められる場合にモデルに反映することが適当であると考えられる。</p>

<p>達範囲と想定される局舎をモデルへの反映範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的なモデルへの反映にあたり、モデルの入力値である局舎建設単価を補正する。</li> </ul> <p>上記に加え、経済的耐用年数について現実の新規投資抑制を考慮し毎年度見直す等、コスト減となる要素のみをモデルに継続的に反映する一方で、こうした取り組み(災害対策)が毎年度のモデルに反映されないことは合理的ではありません。</p> <p>したがって、今回モデルに反映されなかったモデル上の伝送路と重複する予備ルート等を含め、今後、当社が実施する災害対策に係る取り組みにおいて、詳細情報が明らかになったものについては、毎年の入力値見直しの時期に合わせ、適宜適切にモデルに反映すべきものと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
--	--

#### 4. PSTNからIP網への移行の進展を踏まえた対応

<p>意見8 PSTNからIP網への移行の進展を考慮し、減価償却費等に補正を行うことは適切であり賛同する。</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ PSTNからIP網へのマイグレーションが本格化していることに伴う需要減少により、接続料上昇が懸念されることから、今回、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申案(以下、「答申案」という。)において、平成25年度以降の接続料については、プライシングによる接続料の補正を行うことが示されました。本補正措置については、IP網への進展による影響をコスト算定に反映するという点において、一定の効果があるものと考えます。また、次期モデルについて、IP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しの検討が必要との見解が示されておりますが、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用するというLRICの基本的考え方や今後IP網への移行本格化を見据えた対応という点から適切と考えます。</p>	<p>○ 賛同のご意見として承る。</p>

<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム)</p> <p>○ 合同公開ヒアリングで意見を述べさせていただいたとおり、PSTNのマイグレーション／廃止時期が明らかとなり、通信量が一層減少していくことが見込まれますので、来年度以降の接続料算定にあたりプライシングにおける補正が必要と考えます。</p> <p>答申案におけるプライシングの補正につきましては、弊社共の主張と同じ趣旨で取り纏めていただいておりますので賛同いたします。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 今回の検討にあたっては、LRICの改良モデルを適用し、あわせて、実際のネットワークとLRICモデルによるネットワークに係る減価償却費及び正味固定資産価額について償却済み比率に違いがあることを捉え、NTT東・西によるPSTNからIP網へのマイグレーションの動向を踏まえたLRICコストの補正がなされた算定方法となっており、コストの低減化が図られることが期待されるため有効な算定方法と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見9 IP網への移行を見据えて法定耐用年数を経過した設備の割合の上昇を適切に反映するための補正を3年間で段階的に導入することについて、3年間とした理由等を示すべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ PSTNからIP網への進展を踏まえた対応として、今回プライシング補正を行うことが示されたことにつきましては、IP網への進展による影響をコスト算定に反映するという点において適切と考えます。</p> <p>ただし、3年間で段階的に導入する、とされている点につきましては、その根拠が接続政策委員会の議論及び答申案においても示されていないため、3年間とした理由や段階的導入をしない場合のLRIC費用への影響等、その明確な根拠を示すべきです。</p>	<p>○ 今回の補正については、その対象設備が加入者交換機、中継交換機、監視装置(加入者交換機)、監視装置(中継交換機)及び交換機ソフトウェアと広範囲にわたり、長期増分費用方式において接続料原価の算定に用いるモデル(以下、「長期増分費用モデル」という)を用いて算定された費用への影響が大きいことから、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を踏まえ、3年間で段階的に補正を行うことが適当である。</p> <p>なお、改良モデルを用いて3年間で段階的に補正する場合のGC接続料を試算したところ、GC接続料の推計値の水準(3分当たり)は、平成25年度5.2</p>



<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>～5.4円、平成26年度5.3～5.6円、平成27年度5.4～5.9円となる。</p>
<p>意見10 補正を段階的に導入する激変緩和措置導入は不要。</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ 当該補正について、LRIC費用への影響が大きいという理由から、3年間の激変緩和措置を導入することが適当とされていますが、今後、IP網への移行は急速に進んでいくものと想定され、平成25年からの3年の間にも、需要の急激な減少による接続料水準の上昇等によって競争環境が大きく後退し、ユーザー利便が損なわれるおそれがあることから、激変緩和措置の導入は不要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 考え方9のとおり。</p>
<p>意見11 補正比率の算定において現実のネットワークの要素をモデルに織り込むことは、長期増分費用方式の考え方と相容れず、需要が減少しているPSTN接続料の算定方式として長期増分費用方式が破綻していることを表している。</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ 答申(案)では、長期増分費用方式で算定した費用と実際費用の比較を行い、減価償却費と正味固定資産価額について、LRIC費用が実際費用を上回っていることに着目した上で、PSTNのIP網への移行の進展により、実際のネットワークではPSTNに関連する設備投資が減少することになるとして、長期増分費用モデルで算定する減価償却費及び正味固定資産価額を圧縮する方向で補正することが適当とされています。</p> <p>しかしながら、各時点の技術を取り入れつつ過去から長い時間をかけて構築してきた現実のネットワークの要素を長期増分費用モデルに織り込むことは、最新の設備と技術で瞬時に構築した仮想的なネットワークを基に接続料を算定するという長期増分費用方式の考え方と相容れないものであり、需要が減少しているPSTN接続料の算定方式として長期増分費用方式が破綻していることを表しているものと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ IP網への移行の進展を考慮した今次補正については、2010年11月におけるNTT東西による「PSTNのマイグレーションについて ～概括的展望～」(以下、「概括的展望」という)の公表により、PSTNからIP網への移行に関する今後の計画等が一定程度明らかになり、現実に移行が進展していくことが見込まれるという点を踏まえたものである。</p> <p>長期増分費用方式は、「需要に応じたネットワークを、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合の年間コストを算出し、当該コストに基づいて接続料を算定する方式」であるが、PSTNからIP網への移行の進展という電気通信分野の環境変化を踏まえたモデルとすることは、「客観的なモデルに基づきコスト算定を行うことで、接続料算定における透明性や公平性を確保する」という長期増分費用モデルの意義を失わしめるものではなく、今回の措置は適切なものと考えられる。</p> <p>なお、答申(案)に示したとおり、補正比率の算定に用いる法定耐用年数を経過した設備の割合(以下、「償却済み比率」という)については、長期増分費用モデルにおいて何らかの仮定を置き、客観的な数値をモデルによって決定</p>

	<p>することが困難であることから、現時点においては、実際のネットワークにおける対象設備の償却済み比率を用いることが適切であると考えられる。</p>
<p>意見12 償却済み比率を踏まえた補正の導入に合わせ、施設保全費の補正を行うべき。</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ 長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式(実績原価)に見直すべきと考えますが、仮に長期増分費用方式を継続する上で、現実との乖離を補正するという考え方を織り込むのであれば、以下の費用や需要についても、モデルと現実とで大きな乖離が生じていることから、今回の見直しに織り込むべきと考えます。</p> <p>① 施設保全費について、答申(案)で措置するとされた交換機の償却済み比率の上昇に伴う施設保全費の増加をモデルに反映するに止まらず、需要減に比例して瞬時に設備量を縮減できる長期増分費用モデルと異なり、実際のネットワークでは需要減に応じて設備量を縮減できないという状況を踏まえた施設保全費の補正を行うこと</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 長期増分費用方式は、「需要に応じたネットワークを、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合の年間コストを算出し、当該コストに基づいて接続料を算定する方式」であり、PSTNに係る設備に関する施設保全費については、モデルの考え方に沿って適切に対応することが適当である。改良モデルにおいては、減価償却費等に係る補正の対象設備が交換機関連設備に限定されていることから、交換機に係る施設保全費の扱いについて、現行の交換機修理コストの加算等の考え方を含め、適切に対応することとしている。</p>
<p>意見13 PSTNからNGNへの通信量の移行によるPSTN通信量の減少は、事業者都合によるものであるから、PSTN接続料の算定に当たっては、この減少分を補正することが必要。</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ 答申案における補正はコスト部分にのみ向けられ、通信量等の需要部分に対する追加補正も必要であると考えております。</p> <p>「PSTN定常」に対しては、原価に基づく接続料算定の原則に則っていると必ずしも言い難い、NGN 接続料との関係等から適当ではないと答申案では示されました。しかし、事業者都合により構築された NGN の導入によって、PSTNから NGN への通信量の移行が進展し、LRIC モデルの前提条件が崩れていると言えます。また、原価にもとづけば将来、更なる移行の進展によって接続料水準の高騰化は避けられませんが、これらの問題を解決すべく段階的にでもIP網へ移行した通信量を加算していく追加補正が必要であると考え</p>	<p>○ 答申(案)に示したとおり、PSTNと設備構成が全く異なるIP網により提供されるサービスの需要をPSTNにより提供されるサービスの需要とみなし、これをPSTNの需要に加算して接続料を算定する「PSTN定常」の考え方は、原価に基づいて算定を行うという現行の接続料算定の原則に則っていると必ずしも言い難い。また、IP網により提供されるサービスの需要をPSTNにより提供されるサービスの需要に加えることについては、現にIP網によりサービスを提供する際に適用されているNGNに係る接続料との関係をどのように扱うべきであるか、慎重な検討が必要であるとともに、現在、光IP電話サービスは一般的にブロードバンドサービス等とともに提供され、単独メニューとしてはほと</p>

<p>ます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>んど提供されていないことから、現時点において、具体的な検討を行うことは困難であると考えられる。</p>
<p>意見14 次期モデルの検討に際しては、IP網への移行を踏まえた抜本的な対応が必要とする答申(案)に賛同。</p>	<p>考え方14</p>
<p>○ PSTNからIP網への進展を踏まえた抜本的な対応が必要、という見解が示されたことにつきましても、今後IP網への移行本格化を見据えた対応という点から適切と考えます。</p> <p>ただし、補正後の接続料も依然値上げ傾向にあり、特に平成27年度の接続料については、予測の幅も大きいことから、改良モデルの適用期間は、可能な限り短くし、次期モデルを前倒し適用すべく早期に検討着手すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ NTT東・西は「概括的展望」において2025年頃にマイグレーションを完了する旨公表しており、今後、それに向けてPSTNからIP網への移行が更に進展していることが想定されます。それに伴い、PSTNに係る需要が急激に減少する可能性は否定できず、その場合、急激かつ更なる水準の上昇は避けられず、最終的にはユーザー料金にも波及しかねないものと考えます。</p> <p>そのため、次期モデル見直しに向けては、今回に適用されるLRICモデルの運用状況を踏まえつつ、次期に向けたIP-LRICモデルを含む抜本的な接続料算定方法の見直しの検討を可能な限り早期に開始すべきと考えます。検討に当たっては、答申案にある通り、IP-LRICモデルの検討のみならず、スコードノードの仮定の見直しやNGN接続料との関係を踏まえた算定方法を採用する等、多角的な視点で進めるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 賛同のご意見として承る。</p>

<p>意見15 IP-LRICモデルについて、詳細な検討を行う必要があるとする答申(案)に賛同する。</p>	<p>考え方15</p>
<p>○ IP-LRICモデルの検討に当たっては、音声系トラヒックとデータ系トラヒックのコスト配賦やPSTNからのサービス移行など多くの課題があることから、「詳細な検討を行う必要がある」とする答申(案)の考え方に賛成します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>○ 賛同のご意見として承る。</p>
<p>意見16 次期モデルの検討においては、IP-LRICモデルの検討を優先して取り組むべき。</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ なお、答申案で挙げられている、検討事項のうちIP-LRICモデルについては、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用するというLRICの基本的考え方や、IP化が進展しているという東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿の現状とも合致するものであることから、最も優先して取り組むべき事項と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム)</p>	<p>○ 次期モデルの検討に際しては、現時点に比べて、PSTNからIP網への移行がより進展していることが想定されることから、PSTNを取り巻く今後の環境変化を踏まえつつ、「スコーチド・ノードの仮定」等の前提条件の見直し、IP-LRICモデルの導入の可能性やNGN接続料との関係等のIP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについても検討することが望ましい。</p> <p>IP-LRICモデルの導入の可能性については、引き続き諸外国における動向やIP網に関する技術動向等を注視しつつ、実際のネットワークにおける具体的なIP網への移行計画や移行状況等を適切に把握した上で、今後、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある。</p> <p>その際、特に、モデルで実現すべき機能やサービスの扱い、具体的なネットワーク構成、コスト配賦手法等について、PSTNとIP網との差異にも十分に留意する必要がある。</p>
<p>意見17 今後、IP-LRICモデルの検討にあたっては、メタルアクセスも混在した提供形態を踏まえたモデルを検討すべき。</p>	<p>考え方17</p>
<p>○ IP-LRICモデルの検討に当たっては、音声系トラヒックとデータ系トラヒックのコスト配賦やPSTNからのサービス移行など多くの課題があることから、「詳細な検討を行う必要がある」とする答申(案)の考え方に賛成します。</p> <p>なお、当面メタルアクセスも混在した提供形態が続くと思われるため、その点を踏まえたモデルを検討すべきと考えます。</p>	<p>○ 考え方16のとおり。</p>

(九州通信ネットワーク)	
意見18 次期モデルの検討においては、抜本的な見直しとして、IP-LRICモデルやスコーチド・ノードの仮定の見直しを積極的に行うことを要望。	考え方18
<p>○ PSTNのマイグレーション／廃止時期が明らかになったことから、次期モデルにおける抜本の見直しとして、IP-LRICモデルやスコーチド・ノードの見直しなどの審議検討が積極的に行われることを要望します。今後更なるIP網への移行の進展が見込まれるところですが、実際の局舎位置・局舎数に基づく接続料算定を続けた場合、将来大幅な接続料上昇が想定されますので、対策の一案としてスコーチド・ノードの見直しもご検討いただきたいと存じ上げます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>○ 答申(案)に示したとおり、長期増分費用モデルが前提としている「スコーチド・ノードの仮定」を見直す場合には、局舎の設置条件や技術的課題等について、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があると考えている。</p> <p>なお、IP-LRICモデルに関する検討については、考え方16のとおり。</p>
意見19 PSTNのIP網へのマイグレーションに向けての課題解決に先行して、IP-LRICモデルを検討することは困難であり、またモデルではIP網の変化への対応に限界があることから、今後においてもモデル化は難しい。	考え方19
<p>○ 答申(案)では、「今後、PSTNからIP網への移行が一層進展していくことが想定されるため、接続料の適正性を引き続き確保する観点から、IP-LRICモデルについては、引き続き諸外国における動向やIP網に関する技術動向等を注視しつつ、実際のネットワークにおける具体的なIP網への移行計画や移行状況等を適切に把握した上で、今後、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある」とされています。</p> <p>しかしながら、PSTN接続料のコスト算定モデルとして、PSTNと装置やネットワーク構成が全く異なるIP網を適用することは、適切な原価に基づく接続料にはなりえないと考えます。</p> <p>また、当社は、2020年からのPSTNのIP網へのマイグレーションに向けて、①当社と他事業者がIP網同士を直接接続するにあたってのインタフェースの標準化・通話品質の確保、相互接続点(POI)の設置位置等、②PSTNにおいて交換機の番号データベース等を利用して機能実現している番号ポータビリティのIP網での実現方式等、様々な課題について事業者間の話し合いを進</p>	<p>○ 今後、PSTNからIP網への移行が一層進展し、PSTNに係る需要が急激に減少する場合には、従来の長期増分費用モデルにおいて前提としている考え方では、今後の環境変化による影響が適切に反映されない可能性も想定される。そのため、IP-LRICモデルの導入の可能性を含め、IP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しを行うに当たって、十分な検討が必要であると考えている。</p> <p>なお、これらの検討に際し、PSTNからIP網への移行スケジュール等の詳細について、NTT東西から、適時適切なタイミングで更なる情報開示が行われることが望ましいと考えている。</p>

<p>めている状況であり、それら課題解決に先行して、当該モデルを検討すること自体が困難と考えます。</p> <p>さらに、IP網については、技術革新のスピードが速く、今後のサービスの多様化・高度化に伴い、当該網の品質・機能等も短期間で大きく変貌していく可能性が高いと考えられるため、仮に、ある瞬間における実際のネットワークの状況を捉えたモデルを構築したとしても、そのモデルが実際に適用される頃には、既に陳腐化している等、モデルでは変化への対応に限界があることから、今後においても、モデル化は難しいものと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見20 実際費用方式(実績原価)とすることを前提に、PSTNとIP電話の原価と需要を合算した加重平均方式を検討すべき。</p>	<p>考え方20</p>
<p>○ 答申(案)では「将来的には、PSTNに係る接続料算定の在り方について検討を行うにあたり、PSTNからIP網への移行に与える影響や、接続料の適正性を引き続き確保する観点から、PSTNに係る接続料とNGNに係る接続料との関係について改めて整理し、必要な検討を行っていくことが適当」とされています。</p> <p>料金政策として、PSTN接続料水準の上昇を抑制する必要があるのであれば、当社としては、適切な原価算定の観点から、実際費用方式(実績原価)とすることを前提に、固定電話(PSTN)とOABJ-IP電話の双方の原価を合算し、その合算した原価を、双方の需要を合算した需要で除して算定した接続料を、双方に適用する方式(加重平均方式)であれば、接続料に適正な原価及び需要を用いることとなり、考え方として取りうるものと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ PSTNとNGNに係る需要及び原価を平均化して接続料を算定するいわゆる「加重平均方式」については、例えば、PSTNとIP網との間の設備構成や機能等に係る差異をどのように考えるかが明らかではなく、また、仮に双方に同一の接続料を適用することとした場合には、PSTNに係る接続料は低廉化する一方で、PSTNの移行先であるNGNの接続料は上昇する可能性があることから、こうした点をどのように取り扱うべきかなど、現時点では検討すべき課題が多い。</p> <p>また、現在、PSTNにより提供されるサービスとIP網により提供されるサービスについては、料金やサービス面等において明確に区別がなされており、利用者が好ましいサービスを選択している状況にあることからも、PSTNとNGNに係る需要及び原価を平均化して接続料を算定する方式を直ちに採用することは、現時点においては適切ではないと考えられる。</p> <p>将来的には、PSTNに係る接続料算定の在り方について検討を行うに当たり、PSTNからIP網への移行に与える影響や接続料の適正性を引き続き確保する観点から、PSTNに係る接続料とNGNに係る接続料との関係について改めて整理しつつ、必要な検討を行っていくことが適当と考えられる。</p>

### 第3章 NTSコストの扱い

#### 2. 平成25年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い

<p>意見21 き線点RT-GC間伝送路コストを引き続き従量制接続料の原価に算入することは妥当。</p>	<p>考え方21</p>
<p>○ NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストについては、利用者料金(ユニバーサルサービス料)の抑制を図る観点から、平成19年度にユニバーサルサービス基金制度が見直された際、PSTNの従量制接続料の原価に算入するとされたものであり、今後、ユニバーサル基金制度が見直されない限り、その取扱いを継続することが適当であると考えており、答申(案)で、当該コストを引き続き従量制接続料の原価に算入するとされたことは妥当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 賛同のご意見として承る。</p>
<p>意見22 き線点RT-GC間伝送路コストについては、他のNTSコストと同様に接続料原価から除外し、基本料の中で回収すべきであり、当該コストの扱いについて、ユニバーサルサービス制度の見直しと併せ、速やかに見直すべき。</p>	<p>考え方22</p>
<p>○ き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、他のNTSコストと同様に接続料原価から除外し、NTT東西の基本料の中で回収すべきと考えます。</p> <p>仮に、答申(案)のとおり、当分の間の措置として算入することもやむを得ないとするならば、ユニバーサル制度の見直しとあわせ、速やかに見直すべきと考えます。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p> <p>○ NTSコスト(き線点RT-GC間伝送路コスト)につきましては、従前より、「当分の間の措置」として、接続料原価に算入されており、当然除外すべきです。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度への影響を考慮し、段階的な控除を行うことも一案と考えます。</p>	<p>○ 答申(案)に示したとおり、き線点RT-GC間伝送路コストは、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であるが、そのように回収することとした場合、ユニバーサルサービス制度の補填対象を見直すこととなり、その結果、同制度に係る利用者負担が増大することが見込まれることから、当分の間の措置として、引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入することはやむを得ないと考えている。</p> <p>ただし、この取り扱いは、利用者負担の抑制を図る観点からユニバーサルサービス制度の補填対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。</p> <p>このため、今後、ユニバーサルサービス制度の見直しに関する検討を進める際には、接続料水準や利用者負担に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いを含め、補填対象額の算定方法についても検討を行うことが適当であると考えられる。</p>

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 答申案に基づけば、来年度以降、き線点RT-GC間伝送路コストは接続料原価のうち約30%を占めるものと試算されておりますので、事業者に対する負担が少なくないことを再認識していただきたく存じ上げます。利用者負担の軽減の観点から、接続料原価に算入することは、あくまで当面の措置としてやむを得ないとのことですが、同コストの控除について引き続きのご検討を要望いたします。

・GC接続料の推移（き線点RT-GC間伝送路コストの算入／不算入別）

【単位：円／3分】

	H25AC	H26AC	H27AC
同コストを全額算入する場合	5.4～5.6	5.7～6.0	6.0～6.4
同コストを全額算入しない場合	3.8～3.9	3.9～4.1	4.1～4.4
接続料原価に占める同コストの比率	29.6～30.4%	31.6～31.7%	31.3～31.7%

(フュージョン・コミュニケーションズ)

○ NTSコストについては、答申案でも示されている通り、本来、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、直ちにPSTN接続料から控除すべきと考えます。

ただし、NTSコストの一部再算入は、利用者負担を軽減する観点から、ユニバーサルサービス制度における補てん対象額の算定方法を見直すことに伴う暫定的措置として行われているため、ユニバーサルサービス制度の在り方も含め、国民のコンセンサスを得ながら、原則に沿うよう直ちに検討を進めるべきと考えます。

(KDDI)



## 第4章 接続料算定に用いる入力値の扱い

### 2. 平成25年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い

<p>意見23 通信量について、引き続き「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量」を適当とする考えに賛同する。</p>	<p>考え方23</p>
<p>○ 入力値の取扱いといった基本的なルールは、制度の安定性の観点から頻繁に変更すべきものではないと考えることから、「引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当」とする答申(案)の考え方に賛成します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p> <p>○ 引き続き「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量」を適当とする考えに賛同いたします。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>○ 賛同のご意見として承る。</p>
<p>意見24 接続料算定に用いる通信量について、今後も「9か月先予測」と「8か月先予測」の精度の検証を引き続き行うべき。</p>	<p>考え方24</p>
<p>○ 答申案においては、現時点では、「9ヶ月予測」と「8ヶ月予測」は同程度の信頼性があるという結果が示されていますが、今後も同等の精度を維持し続けるかどうかは不透明なため、今後も「9ヶ月予測」と「8ヶ月予測」の精度の検証は引き続き行う必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 「9か月先予測」については、長期増分費用方式に基づく接続料に関する接続約款変更が、2月中下旬の認可申請後、3月末までの短期間に認可に係る手続きを経て行われているところ、当該接続料の認可に係る業務等の一層の円滑化に資する観点から、検討を行ったものである。この結果、「8か月先予測」と「9か月先予測」とでは、同等程度の信頼性が確保できるものと認められた。</p> <p>今後も、予測通信量の扱いについては、PSTNに係る通信量の動向等を踏まえつつ、適宜、精度の検証も含めた必要な検討を行うことが適当であると考えられる。</p>
<p>意見25 通信量について、接続料の予見性を確保する観点から、把握可能な過去実績を用いるべき。</p>	<p>考え方25</p>
<p>○ 接続料算定に用いる通信量は、接続料の予見性を確保する観点から、実際</p>	<p>○ 接続料算定に用いる通信量については、予見性確保等の観点から適用年</p>

<p>に把握可能な過去実績を用いるべきと考えます。</p> <p>一部予測値を用いる現行の手法を継続することについては、トラフィック傾向が安定している状況では一定の合理性があると考えられますが、現状はPSTNからIP網へのマイグレーションによりトラフィックの減少率が一定ではなく、予測値が「信頼性のあるデータ」とは言えなくなっていることから、過去実績値を使うべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>度開始前に接続料を設定することが適当であり、また、適用年度開始前に実績値を把握することは不可能であることを考慮すれば、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信量を採用することが適当である。</p> <p>こうした点を踏まえ、平成19年及び平成22年の答申において、予測通信量として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i)前年度通信量(2か月先予測)</li> <li>(ii)前年度下期と当年度上期を通年化した通信量(8か月先予測)</li> <li>(iii)当年度通信量(14か月先予測)</li> </ul> <p>の3つが比較され、「前年度下期と当年度上期を通年化した通信量」の採用が適当とされてきたところ。</p> <p>今回の検討においても、上記3つを「予測値と実績値の乖離幅」の観点及び「計測時期の違いによる振幅の観点」から比較したところ、(ii)が最も信頼性の高いものと認められた。よって、引き続き「前年度下期と当年度上期を通年化した通信量」を採用することが適当であると考えられる。</p>
<p>意見26 通信量については、コストを適切に回収する観点及び需要を適用期間に近づける観点から、接続料算定には適用年度予測の通信量を用いるべき。</p>	<p>考え方26</p>
<p>○ 長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式(実績原価)に見直すべきと考えますが、仮に長期増分費用方式を継続する上で、現実との乖離を補正するという考え方を織り込むのであれば、以下の費用や需要についても、モデルと現実とで大きな乖離が生じていることから、今回の見直しに織り込むべきと考えます。</p> <p>② 接続料算定に用いる需要について、「前年度下期+当年度上期予測」通信量でなく「適用年度予測」通信量を用いること</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p> <p>○ 答申(案)では、長期増分費用方式に基づく接続料の算定に用いる通信量として、予測期間の予測値とそれに対応する期間の実績値との乖離幅を評価基準として「前年度下期+当年度上期予測」通信量を用いることが適当とされ</p>	<p>○ 考え方25のとおり。</p> <p>なお、長期増分費用方式については、「需要に応じたネットワークを、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合の年間コストを算出し、当該コストに基づいて接続料を算定する方式」であり、コストとその回収に対する考え方は、実績原価方式によるものと異なる。</p>

ていますが、本来、接続料は、適用年度に要したコストを適切に回収する観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定するものであり、接続料の算定に用いる通信量も、適用年度の予測通信量を用いることが適当と考えます。現に、過去の実績通信量をもとに、予測値と適用年度の実績値との乖離幅を比較してみると、「前年度予測」、「前年度下期＋当年度上期予測」と比べ、「適用年度予測」の通信量が適用年度の実績通信量との乖離が最も少ないという結果になっています。

・毎年の接続料算定に用いる予測通信量と同一の方法で予測した予測値を、適用年度の実績値と比較 (単位：百万時間)

	H21			H22			H23		
	実績	予測	乖離	実績	予測	乖離	実績	予測	乖離
前年度予測 <10ヶ月実績＋2ヶ月予測>		2,773	+19.0%		2,317	+13.8%		2,019	+16.0%
前年度下期＋適用年度上期予測 <4ヶ月実績＋8ヶ月予測> (毎年の接続料算定に使用)	2,331	2,535	+8.8%	2,036	2,129	+4.6%	1,741	1,881	+8.0%
適用年度予測 <12ヶ月予測>		2,325	▲0.2%		1,959	▲3.7%		1,755	+0.8%

※N T T東西の交換機を経由する主要な通信量ベース

また、答申(案)では、「次期接続料算定期間における予測通信量の扱いについて見直しを行う際には、PSTNに係る通信量の動向等も踏まえつつ、適切な予測方法の在り方について、改めて必要な検討を行うことが適当」とされ、詳細な検討を行うことなく予測通信量の見直しは次期の課題として先送りされています。しかしながら、今回の見直しでは、減価償却費及び正味固定資産価額の圧縮という現実のネットワークの要素を織り込む見直しを行うとされており、仮にそのような現実近づけるための見直しを行うのであれば、接続料算定に用いる需要も可能な限り現実の適用期間の需要に近づけるべきであり、また、その見直しも次回の検討に先送りするのではなく、今回の見直しにおいて実施する必要があると考えます。

なお、実際費用方式を用いて接続料を算定する場合、実績原価方式については、適用の前々年度の需要及び原価を用いて算定していますが、適用年度との乖離額は、乖離額調整制度により適切に回収できる仕組みが設けられており、また、将来原価方式については、適用年度の需要及び原価を予測して接続料を算定する等、適用年度に要したコストを適切に回収できる仕組みとなっています。

(NTT東日本、NTT西日本)	
-----------------	--

## 第5章 東西均一接続料の扱い

### 2. 平成25年度以降の東西均一接続料の扱い

意見27 これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当とする答申(案)の考え方に賛同する。	考え方27
○ 前回答申時点(22年9月)から大きな環境変化がないことから、「これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当」とする答申(案)の考え方に賛成します。  (九州通信ネットワーク)	○ 賛同のご意見として承る。
意見28 東西均一接続料を継続する場合には、現行の東西交付金制度の継続等が必要。	考え方28
○ 従来、固定電話の市内通話はユニバーサルサービスに位置づけられており、全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強かったこと、及び、東西別接続料金の導入がユーザ料金の東西格差に波及するおそれがあったことを踏まえ、東西均一接続料金が採用されてきたところですが、今後、東西均一接続料を継続する場合には、西日本エリアにおける接続料コストの回収が可能となるよう、現行の東西交付金制度の継続、またはこれと同等の仕組みの導入が前提であると考えます。  (NTT西日本)	○ 現行の東西交付金制度の具体的な扱いについては、今後、総務省において検討し、必要に応じて措置されるべき事項である。
意見29 東西別接続料の導入について検討すべき。	考え方29
○ 本件答申案は、東西均一接続料を維持するとしていますが、妥当でないと思います。	○ 接続料規則における原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯に照らせば、ご意見のとおり、本来的には、東西別に接続料を

確かに、通信は、社会の基本的なインフラです。しかし、電気料金を始め、社会の基本的なインフラであっても、地域によって事業者やコストが異なれば、異なる料金となるのが当然です。

思うに、我が国を西と東で二分するという分社の在り方が、中途半端に大きすぎると思います。したがって、NTTも、電力会社のようにブロック別に分割した上で、均一接続料制度を廃止するべきだと思います。

(個人)

- 接続料算定の原則や、NTT東西殿を別々の地域会社として設立した経緯から、NTT東西殿の接続料は、原則として東西別で設定されるべき、ということは答申案にも記載されているところです。

東西均一接続料の検討を行うに当たっては、東西均一接続料のメリット・デメリットが競争に与える影響と利用者利便に与える影響という適切な価値基準に則り比較衡量することが重要と考えます。

現在、東西別接続料が設定されているひかり電話トラヒックが増加している状況も踏まえると、原則として、PSTN接続料についても東西別接続料の導入を検討すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 平成 22 年答申時から大きな環境変化が認められないため、東西均一接続料を引き続き採用することが適当とのことですが、今後もIP電話サービス利用の普及状況を注視していただき、然るべき段階に至った際には、速やかに見直しのご検討をいただきたく存じ上げます。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

- 東西均一接続料については、答申案でも示されている通り、本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべきものであり、IP電話ではすでに東西別の接続料を設定していることも踏まえれば、東西別の接続料とすべきと考

設定することが適当である。

しかしながら、答申(案)に示したとおり、現行の第五次モデルの改良モデルへの変更がNTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられず、当該格差が依然として 20%以上に達していること、平成 22 年 9 月 28 日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 23 年度以降の算定の在り方について」において考慮した当該格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があったとは認められないことなどを勘案すれば、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。

なお、NGN接続料においては東西別接続料が設定されていることを踏まえ、今後、PSTNによる加入電話サービスに比して、IP電話サービスの利用がある程度拡大した段階においては、社会的コンセンサスに十分に配慮しながら、東西別接続料の設定の要否について、改めて検討を行う必要があると考えられる。

<p>えます。</p> <p>ただし、現在は社会的要請により全国一律の接続料となっていることから、国民のコンセンサスを得ながら東西別の接続料の導入について検討を進めるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
---	--

## 第6章 改良モデルを用いた算定方式の適用期間

### 2. 改良モデルを用いた算定方式の適用期間

意見30 改良モデルを用いた算定方式の適用期間を3年間とする答申(案)の考え方に賛同。	考え方30
<p>○ 電気通信分野を取り巻く環境の変化を考慮すると改良モデルの適用期間は、短期間が望ましいが、IP-LRICモデルを含む次期モデルの検討には一定の期間が必要と考えることから、「平成25年度から平成27年度までの3年間とすることが適当」とする答申(案)の考え方に賛成します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p> <p>○ 本来、実際費用方式に早期に移行すべきと考えますが、仮に長期増分費用モデルを適用せざるを得ないとした場合の改良モデルの適用期間については、事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から算定方法の頻繁な変更は好ましくないことから、今回の答申(案)において、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を、平成25年度から平成27年度までの3年間としたことについては、一定程度の合理性があるものと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 賛同のご意見として承る。</p>

<p>意見31 改良モデルの適用期間内に接続料水準の急激な上昇等の環境変化があった場合は、激変緩和措置の解除や追加的な新たな補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応が必要。</p>	<p>考え方31</p>
<p>Q 現在の電気通信市場においては、答申案にある通り、固定電話(加入電話+ISDN)の契約者数が平成23年度末時点で前年度比約9%減の約3,595万加入と減少する一方、IP電話の契約者数は、前年度比約10%増の約2,800万件、そのうちOABJ-IP電話については、前年度比約17%増の約2,100万件となっており、いずれも顕著な伸びを示しています。このようなPSTNからIP網への急速なマイグレーションの進展等によって、PSTNのトラフィックは減少を続けており、平成24年度のPSTN接続料はGC接続、IC接続共に前年度に比べて大幅に上昇してします。このまま従来通りの算定方式に基づいてPSTN接続料の算定を続けた場合、今後も水準が上昇し続けることが想定されます。</p> <p>このような接続料水準の上昇は、ユーザー利便に影響を与えることから、PSTNに残るユーザーが不利益を被ることなく、競争を維持しながら円滑なマイグレーションを進めるため、有力な移行先であるOABJ-IP電話(ひかり電話)の接続料水準から大きく乖離しない程度にPSTN接続料を抑制すべきと考えます。</p> <p>このような市場環境の中、今回、平成25年度以降のPSTNの接続料算定方式に、LRICの改良モデルを適用し、あわせて、PSTNからIP網へのマイグレーションへの進展を踏まえ、実際のネットワークとLRICモデルで想定されるネットワークにおける償却済み比率に差異があることに着目した補正措置を講じることは、LRICの基本的なコンセプトを維持しながらコストの低減化を図るものであり、接続料の上昇が抑制されてユーザー利便が一定程度確保されることから有効であると考えます。</p> <p>ただし、今回の補正は、あくまで一時的に接続料水準の上昇を抑制する措置であり、現行のLRICモデルを使い続ける限り、接続料水準の上昇傾向が続くことには変わりがないため、今回のLRIC改良モデルの適用期間中にPSTNのトラフィックが急激に減少した場合には、接続料水準が想定以上に急上昇し、ユーザー利便が大きく損なわれてしまう可能性があります。</p> <p>この点に鑑みれば、今回構築された改良LRICモデルの適用期間内であつ</p>	<p>○ 答申(案)に示したとおり、制度の安定性を確保する観点や、接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から、算定方式の頻繁な変更は必ずしも好ましくなく、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とし、この間は追加的な補正等を原則として行わないことが適当である。</p> <p>ただし、IP網への移行の進展等により、改良モデルの適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、その変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p>

ても、市場環境が大きく変化し、接続料水準が急激に上昇することが明らかになった場合には、追加的な補正措置を講じるなどして水準の抑制を図る必要があると考えます。また、平行して、次期のPSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきです。

(KDDI)

- 仮に激変緩和措置を導入する場合であっても、接続料水準の急激な上昇等の環境変化が起こることから明らかになった際には、ユーザー利便を損なわないため、激変緩和措置の解除や追加的な新たな補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応を取ることが必要と考えます。

(KDDI)

- 答申案においては、「適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、今後の環境変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当である」とありますが、前述の通り、3年間の適用期間中に更なる需要の減少により接続料水準が高騰する恐れがあることから、接続料水準の急激な上昇等の環境変化が起こることが明らかになった場合は、ユーザー利便を損なわないため、今回の補正における激変緩和措置の解除や追加的な補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応を取ることが必要と考えます。

また、次期モデルの適用開始についても、今回の改良LRICモデルの適用期間終了後とする必要はなく適宜行っていくべきであり、次期モデルの検討については、今回の補正措置の状況を踏まえつつ、可能な限り早期に開始すべきと考えます。

(KDDI)



<p>意見32 改良モデルの適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、IP網への移行が見込みより急速に進展した場合や次期モデルが早期完成した場合等も含めて広く想定し、次期モデルを前倒し適用することが必要。</p>	<p>考え方32</p>
<p>○ 補正後の接続料も依然値上げ傾向にあり、特に平成 27 年度の接続料については、予測の幅も大きいことから、改良モデルの適用期間は、可能な限り短くし、次期モデルを前倒し適用すべく早期に検討着手すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム)</p> <p>○ 改良モデルの適用期間は、可能な限り短くし、次期モデルを前倒し適用することが必要であると考えます。</p> <p>なお、「適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合」には、接続政策委員会で議論があったとおり、IP網への移行が見込みより急速に進展した場合や次期モデルが早期完成した場合等も含め、広く想定し得るものと考えますが、その点について、認識に齟齬がないか明確にして頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 適用期間を3年間としつつ、適用期間内であっても環境が大きく変化することが明らかになった場合には、適切な接続料算定となるよう速やかに見直しを検討することが適当と示されておりますが、次期モデルの検討を終えましたら、同モデルの前倒し適用についてご検討いただけることを要望いたします。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	<p>○ 考え方31のとおり。</p>

## 第7章 おわりに

意見33 次期モデルの検討については、早期に着手すべき。	考え方33
<p>○ 平成 25 年度以降の接続料に適用される補正措置につきましては、あくまで暫定的な措置であるため、答申案でも示されているとおり、IP-LRICモデルの導入をはじめとした算定方式の抜本的な見直しの検討は急務と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム)</p> <p>○ 答申案において、「次期モデルに関する検討を早期に開始する必要がある。」と記載されていますが、答申案でも示されているとおり、次期モデルについては十分な検討期間が必要でありかつ既述したとおり、補正後の接続料も依然として値上げ傾向にあることから、早期に次期モデルの検討に着手すべきです。IP網への移行が急速に進展している現状を踏まえ、遅くとも平成 24 年中には研究会を立ち上げ、次期モデルの検討を開始すべきであり、答申においてもそれを明確に示すべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 今回構築された改良LRICモデルの適用期間内であっても、市場環境が大きく変化し、接続料水準が急激に上昇することが明らかになった場合には、追加的な補正措置を講じるなどして水準の抑制を図る必要があると考えます。また、平行して、次期のPSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 次期モデルの適用開始についても、今回の改良LRICモデルの適用期間終了後とする必要はなく適宜行っていくべきであり、次期モデルの検討については、今回の補正措置の状況を踏まえつつ、可能な限り早期に開始すべきと考えます。</p>	<p>○ 次期モデルの検討に際しては、PSTNを取り巻く今後の環境変化を踏まえつつ、「スコーチド・ノードの仮定」等の前提条件の見直し、IP-LRICモデルの導入可能性等のIP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについても検討が必要であり、また長期増分費用モデルを本格的に見直すためには十分な検討期間が必要となるものと考えられることから、当該検討を早期に開始する必要がある。</p> <p>なお、これらの検討にあたっては、IP網への移行の進展状況やPSTNに係る需要の動向、競争環境の態様等、PSTNを取り巻く今後の環境変化を引き続き注視していくことが極めて重要であると考えます。また、PSTNからIP網への移行スケジュール等の詳細について、NTT東西から、適時適切なタイミングで更なる情報開示が行われることが望まれる。</p>

(KDDI)	
--------	--

その他

<p>意見34 ドライカップ等レガシー系サービスの接続料算定方法についても、PSTN接続料と同様に抜本的な検討が必要。</p>	<p>考え方34</p>
<p>○ 答申案に対する直接的な意見ではありませんが、ドライカップ等のレガシー系サービス全般の接続料も、マイグレーションの進展に伴う需要減少により上昇を続けています。ドライカップ等レガシー系サービスの接続料算定方法については、今後更なる適正化に向けた検討を行うことが予定されていますが、PSTN接続料と同様に、プライシング補正による暫定的な措置または抜本的な改善策それぞれについて検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ ドライカップ接続料等のいわゆるレガシー系サービスに係る接続料については、平成23年12月20日付本審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」において、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方に関して、コストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当としているところである。</p> <p>また、平成24年度接続料認可に当たり、情報通信行政・郵政行政審議会において審議がなされ、平成24年3月29日付同審議会答申において、「移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付情報通信審議会答申『ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方』を踏まえ、具体的な検討を行うこと」等が要請されているところであり、これらを踏まえた対応を行うことが適当である。</p>